

津軽一粒金丹の研究(二)

——『直舎伝記抄』の研究から——

松 木 明 知

1

前報⁽¹⁾において著者は弘前藩の江戸定府医官浅越玄隆が津軽一粒金丹を無断で販売し、藩から責任を問われたいわゆる浅越事件について述べた。

渋江抽斎の編による『直舎伝記抄』⁽²⁾には、右以外にも津軽一粒金丹に関する記事が散見する。その中には従来の研究では不詳であった二、三の重要な事項が含まれているので以下に言及したい。

2

『直舎伝記抄』の中で一粒金丹の記事が散見するのは、現存する『直舎伝記抄』の六冊の中で、地に「国」と記されている一冊である。

これを検討すると、この巻は、参勤交代で国許に下った藩主に追従した近習医たちの宿直日記である。したがって江戸において記載されたものではなくして、国許の弘前で記された日記である。

他に「侍」とある一巻は、文政十一年（一八二八）から始まる、同じく近習医による日記であるが、内容を検討して見るに江戸で記されたものである。しかしこの中には津軽一粒金丹に関連する記載は見られない。

津軽一粒金丹の記載が何故「地」の巻だけに見られるのであるかは理解に苦しむ所であり改めて詳細な検討を要する事項である。

3

「地」の巻に見られる最初の記載は文化十一年（一八一四）である。

文化十一年三月七日

服部 道立
村井 元倫

一、御家方一粒金丹、私共代々親共迄御伝法願之通被仰付、此度私共茂御伝法被仰付度義願書差出

玄隆
玄碩
道立

一、山上氏一粒金丹御伝方願願書差出

玄隆とあるのは、浅越玄隆、玄碩は矢嶋玄碩、道立は服部道立のことである。

右の三人の近習医たちは津軽一粒金丹製法を許可されていたが、各自の後継者達に伝授して欲しいと願書を提出したものである。

次の記事の山上氏とあるのは山上俊長のことである。

右の願書提出に対する当局からの返答は、三月十五日の記事に見える。

○ 三月十五日

服部 道立

松野 道甫

一、私共代々一粒金丹御伝法相済来候ニ付、此度御伝法被仰付被下置度義、願之通被仰付候旨、奈良岡教馬殿を以御用
状被仰付、難有仕含奉存候

玄隆

玄碩

道立

右の文面によって、浅越、矢嶋、服部の三氏に許可が下ったことが分かる。
山上についての記述はなく、許可されたか否か不明である。

翌文化十二年（一八一五）には、津軽一粒金丹についての記載はないが、九月二十九日には、幕府の土井大炊頭より熊胆を献上するよう命令があり、翌十月一日早速江戸表へ送ったことが知られる。

文化十三年（一八一六）には次の二条の記載がある。

二月十四日

矢島 玄碩

一、須川氏祖父東伯老一粒金丹御伝法有之候ニ付、隆伯老金丹御伝法被仰付度義、願書楠美庄司殿へ差出

玄碩

二月十八日

矢島 玄碩

一、私儀一粒金丹御伝法奉願候所、御伝法大勢有之候ニ付、難被仰付旨、楠美庄司殿へ被仰付候

隆伯

須川隆伯の祖父も一粒金丹の製法を許可されていたので、自分にも許可して欲しいという願いは却下されたが、その理由は、すでに他に許可済みの医師が多いためであるとしている。このことは、一粒金丹の製法はある一定範囲の人数に限って許可されていたことを示すものである。

祖父や親が製法許可されたことがあっても、必ずしもその息子も伝授が許可されるとは限らなかったのである。

というのは、一粒金丹は江戸と国許である一定の藩医にのみ限って製造販売が許可されていたためであり、必ずしも世襲的に伝えられていたのではなかったのである。その時代時代に功績があったとか、藩の有力者と特別な関係を有していたとかで、製法の伝授が許可されたこともあったようである。

したがって一粒金丹の製法は、いつも四人とか五人の藩医に伝授継承されていた訳ではなく、その時代時代によって異なるのである。

例えば、寛延三年（一七五〇）頃にはその秘方を伝える医者がわずか松山道円一人という深刻な事態を迎えたことがあった。

○ 「要記秘鑑」寛延三年 五月八日

松山道円申立候、私儀先年より一粒金丹調合御用被仰付候、和田玄春、菊地道坤申合相勤候処、兩人共先頃病死候ニ付、右調合御用私老人ニ而、若し病気差合等に而、御用御差障ニ相成申候、今老人江被仰付度旨申出松本玄可
可被仰付候

それまで三人の藩医に伝授されていたのであるが、和田、菊地の二氏の死亡によって松山道円のみ製法を伝えることになり、道円の身に何かあれば大変な事態になるので、もう一人の医者に伝授することを許可して欲しいと申出があり、その結果、松本玄可に伝授することを許可したというのである。

次に記す『直舎伝記抄』の文政四年（一八二二）の記述は甚だ重要な意義を有する。

○ 十二月四日

上原 元周

一、渋江道陸より一粒金丹試功書六百枚御印願申来候間、右願書西館宇膳殿へ差出申候

文政四年に道陸を称していたのは、抽斎の父である。

道陸はすでに寛政八年（一七九六）四月に近習詰、同十二年三月に近習医となっており、文化十一年には一粒金丹の伝授を許可されていた。隠居したのは、文政五年（一八二二）八月であった。

したがって文政四年（一八二二）は、隠居前であり、当然一粒金丹を製造して販売してもよいはずである。

「一粒金丹試功書」とあるから、著者が以前紹介した寛政十一年（一七九九）発行の和田玄春の試功書に類似したものはないかと推定される。この試功書を各自が名前入りで印刷し、公印を押してもらうことになっていたのである。公印を欠くと私製と見做され、既報した浅越事件のように大問題となるのであった。

試功書は一枚刷であり、これだけで宣伝に用いられることもあったが、そのほかに前に報告した一粒金丹の薬袋の中にも入れて用いられた可能性もある。

次の天保四年（一八三三）の記事も重要である。

○ 九月二日

小嶋 杏栄
井上 隆意

一、一粒金丹御伝法相済調合候族名前書出候様、御側役申聞候間、夫々及通用候所左元通由来、

江戸 矢島玄碩、小野道暎、湯浅養仙、洪江道純

以上四人

御国、手塚春亮、広瀬養甫、伊東春昌、菊地玄屯、和田友輔

以上五人

右之通書出申候

これによって一粒金丹の製造を許可されていたのは、天保初年には、国許の弘前では手塚春亮など五名、江戸では矢島玄碩など四名の合計九名であったことが知られるのである。

洪江抽斎が、一粒金丹の製法を伝授されたのは、文政五年（一八二二）八月十五日であったが、これは親道陸が同年八月一日に隠居し、その跡を抽斎が継いだためである。

文政五年は、文化二年（一八〇五）生まれの抽斎が十七歳の時であり、表医者になったばかりの時であった。いくら抽斎でもまだ十分な実力のない時であり、一粒金丹伝授の蔭には、藩医の中でも有力であった親道陸の影響を否定するわけにはいかない。このことは、前述したように単に学識、すぐれた技術を有していたから伝授されるのではなくして他に多くの因子がからんで漸く藩から伝授の許可が下ることになるのである。

『直舎伝記抄』中、披見される一粒金丹についての最後の記録は、天保五年（一八三四）の条にある。

十月朔日

小嶋 杏栄

一、矢島秀碩御用召之処、家督無相違被下置候

一、同人一粒金丹御法後伝授被仰付候旨笠原近江殿々御用状到来

右の矢嶋秀碩は、代々弘前藩医の定府医官を勤めた矢嶋家の第五代で、四代玄碩の実子であった。前述したように天保四年（一八三三）の記載では、一粒金丹の製造を許された江戸の医師四人の中に玄碩の名が見られる。

この玄碩が天保五年（一八三四）六月二十三日に国許の弘前で病死したため、十月朔日に家督相統が行われ、同時に一粒金丹の秘法の伝授も行われたのであった。

翌十月二日の条には、伝授に関する書類上の改定について述べられている。

十月二日

渋江 道純

小嶋 元代山

一、是迄一粒金丹御伝法願之義、親御伝法相済居候へ、家督之節、当人々願出来候得共、以来同役御役名ニ而、伺書差出候様、尤文言者、何某病死ニ付、御伝法唯江可被仰付哉、此段奉伺候ト相認候様被仰付候旨、御側役豊嶋九十

右の文は、従来、一粒金丹の伝授を受けていた親が死亡し、子が家督相続した際、ほぼ半自動的に子にも伝法が許可されてきたことを、第三者から申請が提出されるよう改めることを通達したものである。

4

以上述べたように、津軽一粒金丹の製法販売は、幕末において国許の弘前では五名、江戸では四名の藩医に許可されていたことが判明した。

一般的には、世襲的に、代々伝授されたようであるが、諸般の事情によって、新規に伝授を許可されることもあった。伝法を許可された医者は、宣伝用の一枚刷を印刷し、藩の公印を押印してもらい使用に供じた。

参考文献

- (1) 松木明知 津軽一粒金丹の研究(一) 浅越事件について 日本医史学雑誌三十一巻三号、三九二〜四〇五頁
- (2) 渋江抽斎 直舎伝記抄(複製)第八六回日本医史学会記念出版 信山社 昭和六十年
- (3) 松木明知 津軽の医史 津軽書房 昭和四六年 一六一頁

A Study of the Secret Pill "Tsugaru-Ichiryu-Kintan"

by

Akiomo MATSUKI

Chusai Shibue, who belonged to the Tsugaru feudal clan, was a famous physician at the end of

Edo period. He edited six books named "Chokusha-denki-sho" which were excerpts from the on-duty diary of the physicians of Tsugaru feudal clan in Edo.

The reason why he edited these volumes is still unknown to us, however, it is strongly suspected that he might have been planning to write a medical history related to the Tsugaru feudal clan.

Several important descriptions regarding the pills are found in the diary. In these descriptions, it is clarified that only five physicians in Edo and four physicians in Hirosaki were permitted to produce Tsugaru-Ichiryu-Kintan in the Tsugaru clan in 1883.

As there were some exceptions, the secret method of making the pills was taught by heredity.

It is not yet clear when Tsugaru-Ichiryu-Kintan was produced for the first time or how many pills were produced in a year.